

林業・木材産業等の活性化に寄与するC L Tの普及促進を求める意見書

昭和30年代に9割であった木材自給率は、現在約3割まで落ち込んでいる。こうした中、戦後造成した人工林が本格的な利用期を迎えており、豊富な森林資源を活用して林業・木材産業の活性化を図るため、政府は、森林・林業再生プランの中で、2020年までに木材自給率5割を目指すことを掲げている。

その実現のためには、新たな製品・技術の開発・普及、公共建築物等の木造化、木質バイオマスの利用促進、木材製品の輸出拡大など、新たな需要を創出することが求められる。

このような中で、近年、中高層建築物の木造化の可能性を大きく開拓することが期待できる「C L T（直交集成板）」という新たな木材製品・技術に対する期待が高まっている。

C L Tは、強度、断熱性、耐火性に優れているほか、コンクリートに比べて軽く組立ても容易なため、欧米を中心に、中・大規模の集合住宅や商業施設などで幅広く使われ、急速に普及が進んでいる。我が国で一般的な構造部材として普及が進めば、新たな木材需要が喚起され、林業・木材産業を始め山村地域の振興に寄与するものとなる。

よって、政府においては、C L T普及促進に向け、次の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 C L Tの基準強度や設計法等の建築基準の整備を早期に進めること。
- 2 C L Tに関する技術研究を更に進めるとともに、実証的建築を通じた技術やノウハウの蓄積による日本の風土や気候に合った設計・施工技術の確立及びC L T建築に関する技術者の養成を図ること。
- 3 C L Tを活用した建築物の整備促進など需要拡大策を強化するとともに、C L Tの生産拠点の整備など量産体制を早急に確立すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年12月19日

内閣総理大臣
農林水産大臣 あて
国土交通大臣

福島県議会議長 平出孝朗